## 変更点が実験従事者や期間の変更のみならば、遺伝子組換え実験計画書ではなく遺伝子組換え期間および実験従事者変更届を提出

1水八分 1 万 (加八 1 )			
	遺伝子組換え実験計画書		
		2021 年 1月 1	1日
申請の種類	実験の区分(該当項目全てにチェックを入れること。)	経費	
■新規	★ 微生物使用実験 □ 大量培養実験	■校費	
※実験場所および飼	□ 植物作成実験 □ 動物作成実験	□文科省等科研費	
養・栽培等場所の見取り	□ 植物接種実験 □ 動物接種実験	□その他	
図添付(別紙)	■ きのこ作成実験	( )	
<b>K</b>	□ 細胞融合実験(異なる分類学上の科に属する生物の細胞融合) ◀		
□変更 (注1)	□ 教育目的実験 (講義など)		
(承認年月日:			
年 月 日,	□ 動物実験(動物実験審査結果通知書 承認年月日: 年 月 日)		
承認番号:第 号)			
※修正箇所がわかるよ	■ カルタヘナ法非該当の遺伝子操作実験(ノックインを伴わないゲノム編		
う、修正箇所に蛍光ペ	集、ヒトへの遺伝子導入、胚性ではない細胞・臓器への遺伝子導入など)		
ン等でマークをすること			
	□ その他(		
Mary and the transport of the same	Marrishari V. I.		_
第一番估用宝驗(第二番			

第二種使用実験(第一種使用実験は本 書式で審査できません)(注2)	■ 機関実験 □ 大臣確認実験(第二種使用	用等拡散防止措置確認申請をすること。
大臣確認実験となる根拠	該当無し	
	生物種など	入手先・連絡先・運搬方法
遺伝子組換え生物または海外における遺伝資源等の種類・入手先	1	①
□有 ■無	2	2
_,, _,,,		
	生物種など	相手先・連絡先・運搬方法
遺伝子組換え生物等の譲渡等(譲渡・提供・委託)	1cc4遺伝子破壊シイタケ株(ゲノム編集)	○○大学 □□ △△教授・0749-28-8200・ □□研究室より直接入手
■有 □無 □未定		
カルタヘナ法以外の関係法令等の規制	□感染症法(厚生労働省) □家畜伝染病 □植物防疫法(農林水産省) □その他(	予防法(農林水産省)

実	験	0.	1	名	称	シイタケにおけるメラニン生合成遺伝子lcc4およびtyr遺伝子の破壊		
実	験	実	施	期	間	2021年 4月から2026年 3月まで 5年 0ヶ月間 (上限は5年間とする。) (変更後の開始時期:平成 年 月から)		
実験	所属	禹機 関	<ul><li>部</li></ul>	5局・	職名	環境科学部・教授		
責 任 者	氏				名	○○ ■■ (内線:○○) 組換えDNA実験経験年数 ○○年		
	部	屋		番	号	B6-305		
実験場所	名				称	生物工学実験室		
	適	合		確	認	■確認済(確認日: 年 月 日) □未確認(様式第1号(別紙4)実験場所および飼養・栽培等場所の見取り図を提出します。)		
飼 名	養 •	栽培	等	場方	<b></b> 新	生物工学実験室		

――組換え微生物の使用などで培養設備容量が20Lを超える場合。

第2種省令において、きのこは植物的な扱いとなり、特別枠です。二種省令を参考にして該当する項目全てにチェックを入れる。→カルタヘナ法非該当の実験でも、遺伝子の改変を伴う場合は本申請書にて報告してください。

二種省令第5条に拡散防止措置が定められていない実験は大臣確認 が必要になります。不明の場合は選択しないでください。

変更しても最初の申請で認められた実験期間は延長されません。 実験責任者は滋賀県立大学の教員のみです。

未確認の実験室について室内の見取り図を添付する。使用予定実験 室内にオートクレーブが設置されていない場合、オートクレーブま での経路を明記する。

	所属部局等・職名	氏 名	宿主及びその取扱い経 験 年数	組換之DNA実験経験 年数
	環境科学研究科 M1	県大太郎	0年	0年
実験従事				
者(注1)				
		NA干渉により抑制し、シイ	des)におけるDOPAメラニン生合成遺伝子 タケ黒変現象における1cc4、Tyr遺伝子 s9を用いたゲノム編集技術にて1cc4、Ty	の重要性について確認
実	験の目的		•	
			des)の全ゲノム配列とRNA-seq解析データ	
図が	験 の 概 要(必要に応じて よどを添付する) ま3)	を発現するような組換え遺 伴う。得られた組換え遺伝 変化について観察する。子: 収穫して容器に密封して試 置をとる。 lcc4またはTyr遺伝子の却	化、二本差RNA(dsRNA)またはショート 伝子をそれぞれ構築する。構築の過程で 子群をそれぞれシイタケへ導入し、子実 実体は形成後数日で胞子を飛散させるが 験を行う。さらに子実体形成用の菌床は 印制でシイタケ子実体黒変が抑制できたも 質などと供にシイタケへ導入、1cc4また	は大腸菌の形質転換を 体における黒変現象の 、胞子を形成する前に 胞子飛散を防ぐ防護措 場合、 crRNAを化学合

導入予定	導入予定の核酸とその供与体に関する情報						
核酸の区 分	核酸の同 定、未同 定の区別 (注4)	遺伝子の名称・機能・ 毒性・自立的増殖力・ 感染性 (注5)	核酸の種類	核酸供与体(和名と 学名)	核酸供与体の 自然界におけ る分布	核酸供与体の 分類学上の位 置とクラス	核酸供与体の毒素生産性(蛋白性毒素産生の場合はLD50)、 発がん性、伝達性、自律的増殖力、感染性(注5)など
A	同定	<i>Icc4</i> 遺伝子 フェノールオキシ ダーゼ	一部DNA断 片およびRN A断片	シイタケ Lentinula edod es	普遍的	菌界担子菌 門、クラス1	後当無し
В	同定	<i>Tyr</i> 遺伝子 チロシナーゼ	一部DNA断 片およびRN A断片	シイタケ Lentinula edod es	普遍的	菌界担子菌 門、クラス1	該当無し
С	同定	BAR遺伝子 チロシナーゼ	ベクターDN Aの一部	Streptomyces hygr oscopicus	普遍的	真正細菌 界放線菌 門、クラス1	該当無し

当該申請実験に従事予定の教員、学生、ポスドク、非常勤職員等全員記載する。実験期間途中で実験従事者を変更する場合は遺伝子組換え期間および実験従事者変更届を提出

実験内容を分野外の人間にもわかりやすく示してください。必要ならば図を使用してください。図は別紙に示しても結構です。記入欄も広げてかまいません。

Accession numberがあれば示してください。また、配列情報や図を添付してもかまいません。

動物、植物、微生物、さらに微生物のなかでも原核生物、真菌、原虫、寄生虫、ウイルス・ウイロイドの区別がつくように記載してください。(第2種省令においてウイルス・ウイロイドは微生物扱いになり、宿主として記載する必要があります。)クラスについては次の頁を参考にしてください。

次項に示すベクターDNAの一部であっても、認定系でなく、審査対
── 象となる場合はこの項にも示してください。

宿主ベク	宿主ベクター系					
宿主ベク ター系の 区分	宿主 (和名と学名)	ベクター (名称、由来、 伝達性と宿主特異性) (注6)	認定系の場合は二種告知別表 第1における区分と名称、非認 定系の場合は宿主の別表第2に おける区分と分類学上の位置 (注7)	非認定系宿主 の自然界にお ける分布	非認定系宿主の特記事質 (病原性、 毒性、発が心性、遺伝子交換の可能 性、特筆するべき生活様式など)	
I	大腸菌 Escherichia coli	pENTER (pUC系)	B1、EK1	該当無し	該当無七	
П	シイタケ Lentinula edodes	pZeroActBAR (pUC系ベクターにBA R遺伝子が組み込ま れている)	クラス1	普遍的	該当無し	
Ш	シイタケ Lentinula edodes	pL-Cbx (pUC系ベクターにシ イタケ由来のカルボ キシン耐性遺伝子が 組み込まれている)	クラズト	普遍的	該当無し	
IV	シイタケ Lentinula edodes	CRISPR/Cas9	クラス <b>1</b>	普遍的	該当無し	

導入核酸	尊入核酸と宿主ベクター系の組み合わせ					
実験番号	核酸の区分の 記号	宿主ベクター系 の区分の記号	物理的封じ込めレベル(注8)			
1	A	I	■P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、□P1P、□P2P、□P3P、□その他(			
2	В	I	■P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、□P1P、□P2P、□P3P、□その他(			
3	A, C	П	□P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、■P1P、□P2P、□ P3P、□その他(    )			
4	В, С	П	□P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、■P1P、□P2P、□P3P、□その他(   )			
(5)	A	Ш	□P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、■P1P、□P2P、□P3P、□その他(   )			
6	В	Ш	□P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、■P1P、□P2P、□P3P、□その他(  )			
7	A	IV	□P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、□P1P、□P2P、□ P3P、■その他(カルタヘナ法の対象外)			

## 認定系の場合は二種告知別表第1に基づき記入

認定系以外の場合は二種告知別表第2を参考に以下に示す二種省令 第三条に規定されるクラスを記入

**第三条** 実験分類の名称は次の表の上欄に、各実験分類に属する宿主又は核酸供与体は同表の下欄に、 それぞれ定めるとおりとする。

一 クラス1	微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳綱及び鳥綱に属する動物(ヒトを含む。
	以下「哺乳動物等」という。)に対する病原性がないものであって、文部科学大臣
	が定めるもの並びに動物(ヒトを含み、寄生虫を除く。)及び植物
二 クラス2	微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いものであっ
	て、文部科学大臣が定めるもの
三 クラス3	微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性が低
	いものであって、文部科学大臣が定めるもの
四 クラス4	微生物のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性が高いものであっ
	て、文部科学大臣が定めるもの

(遺伝子組換え実験に係る拡散防止措置の区分及び内容)

認定系以外のベクターの場合はベクターの構造が分かるように書く。 必要に応じて図をつける。

二種省令別表第二から第五条を参考に記入する。

P1, P2, P3微生物実験P1A, P2A, P3A動物実験

**P1P, P2P, P3P** 植物実験(きのこは植物扱いになる)

LSC, LS1, LS2 大量培養実験

B
 IV
 □P1、□P2、□P3、□P1A、□P2A、□P3A、□LSC、□LS1、□LS2、□P1P、□P2P、□P3P、■その他(カルタヘナ法の対象外)

物理的封	じ込めレベルの根拠		
実験番号	理由	遺伝子組換え生物などの特性(宿 主などとの相違を含む) (注9)	遺伝子組換え生物等を保有している 動物, 植物または細胞等の特性(注10)
1)	クラス1生物の毒性を持たない遺伝子の機能しない断片(RNA干渉分子発現用)をB▲ KI)認定宿主ベクター系でクローン化する ため。	カナマイシン耐性となる。	該当無し
2	クラス1生物の毒性を持たない遺伝子の機能しない断片(RNA干渉分子発現用)をB1(E KI)認定宿主ベクター系でクローン化する ため。	カナマイシン耐性となる。	該当無し
3	クラス1生物の薬剤耐性遺伝子、宿主由来のRNA干渉分子発現用配列、pUC系ベクター配列をクラス1生物であるヒラタケへ導入するため。	ビアラホス耐性となる。 <i>Icc4</i> 遺伝 子が発現抑制あれ、メラニンが生 産できない可能性がある。	該当無し
4	クラス1生物の薬剤耐性遺伝子、宿主由来の RNA干渉分子発現用配列、pUC系ベクター配 列をクラス1生物であるヒラタケへ導入す るため。	ビアラホス耐性となる。 <i>Tyr遺伝</i> 子が発現抑制あれ、メラニンが生 産できない可能性がある。	該当無し
(5)	宿主由来の薬剤耐性遺伝子、宿主由来のRNA 干渉分子発現用配列、pUC系ペクター配列を クラス1生物であるヒラタケへ導入するた め。	カルボキシン耐性となる。 Icc4 遺伝子が発現抑制あれ、メラニン が生産できない可能性がある。	該当無し
6	宿主由来の薬剤耐性遺伝子、宿主由来のRNA 干渉分子発現用配列、pUC系ペクター配列を クラス1生物であるヒラタケへ導入するた め。	カルボキシン耐性となる。Tyr遺 伝子が発現抑制あれ、メラニンが 生産できない可能性がある。	該当無し
7	市販されているCas9タンパク質と合成した crRNAの導入により目的部位を切断、非相同 末端結合により遺伝子破壊を行う。	lcc4遺伝子が破壊され、メラニン が生産できない可能性がある。	該当無し
8	生成されたCas9タンパク質と合成したcrRN Aの導入により目的部位を切断、非相同末端 結合により遺伝子破壊を行う。	Tyr遺伝子が破壊され、メラニン が生産できない可能性がある。	該当無し

二種省令別表第二から第五条を参考に判断基準を書く。

組換え体ウイルスおよびウイロイド等を宿主に用いる場合、あるいは、組換え体ウイルスおよびウイロイド等を保有する細胞を接種する場合、その遺伝子組換え生物等を保有させている動物、植物および細胞等の種名、系統名等を記載すること。

	特定飼育区画、特定網室とし て必要な拡散防止措置の具体 的内容(注11)	組換えシイタケの菌糸は常に密封した容器にて培養する。	
拡散防	機器の規格(注12)	■適正   □不適正	
拡散防止措置	遺伝子組換え生物等を不活化 するための措置(注13)	オートクレーブ処理 (120°C-15min) による不活化	
	実験室間の移動の手段(注14)	該当無し	•
	その他		

- 動物使用実験、植物等使用実験で該当する場合に記入すること。前者にあっては組換え動物等の習性に応じた逃亡の防止のための二重の設備の内容、後者にあっては外部からの昆虫の侵入の防止設備、排水を回収するための設備、花粉等の外部への飛散を防止するための措置の具体的内容について記載すること

拡散防止に関わる全ての機器がJIS規格などに規定された適正なものであること

─ 二種省令第七条に従う。拡散を防ぐための構造を持つ容器を用い、 容器には取扱いに注意する旨の表示を貼ることが求められる。

## 関係法令の全体像

(環境省ホームページ http://www.bch.biodic.go.jp/houreil.html)

	第一種使用等関係	第二種使用等関係				
法律	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年 法律第97号) ・目的、定義、規則の枠組み、命令、罰則等					
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の 15年 政令第263号) ・各措置に関わる主務大臣の分担の考え方	D確保に関する法律における主務大臣が定める政令(平原				
政令	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令(平成16年 政令第21号) ・生物検査の手数料					
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の 学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号) ・第一種使用等と第二種使用等の共通事項(生物及び遺伝 ど)					
省令		研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令 (平成6年 文部科学省・環境省令第1号) ・執るべき拡散防止措置の内容、確認手続き				
		遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(成16年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境令第1号) ・執るべき拡散防止措置の内容、確認手続き				
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の成15年 財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・施策の実施に関する事項、使用者が配慮すべき事項等					
		研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等 当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定 基づき認定宿主ベクター系等を定める件(平成16年 部科学省告示第7号)				
告示	遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領 (平成15年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号)	遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別第一号に基づき厚生労働大臣が定めるGILSP遺伝組換え微生物(平成16年厚生労働省告示第27号)				
		遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILS遺伝子組換え微生物(平成16年経済産業省告示第1				

号)

二種使用における拡散防止措置 以下「二種省令」と略す

二種使用における認定宿主ベクター系 以下「二種告知」と略す

文部科学省ライフサイエンス課

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/kankeihourei.html